

## Insurance Accounting Newsletter 第 8 号

2009 年 10 月

### 新会計モデルがその輪郭を現す

IASB（国際会計基準審議会）は、夏季休会を終え、保険会計に関する討議を再開し、9 月 18 日に審議会が開かれました。同審議会では、重要な決定が下され、IFRS4（国際財務報告基準第 4 号）に代わる新 IFRS の公開草案（以下、「ED」）の公表に向けて一歩前進しました。

FASB（米国財務会計基準審議会）の場合には、IASB のように夏季休会を設けず、会計上の問題に関する討議を中断していませんが、7 月に IASB との合同審議会を開いて以降、割引率の選択に関するエデュケーション・セッションを 9 月 24 日に開催した以外には、様々な審議会の場においても、保険会計について取り上げていません。割引率の選択に関して最終結論を出すものと予定されていた 9 月 30 日の審議会も、開催直前になってキャンセルされました。

また、最後の IASB 審議会において IASB により検討されたマージンの会計処理へのアプローチについて、我々は、合同審議会報告書の内容にもとづき、FASB が、その内容について審議するために 10 月 7 日に審議会を行うものと予想していました。しかし、この審議会も延期されてしまいました。このように、FASB の審議ペースが落ちているため、引き続き、US GAAP の審議日程が新 IFRS の日程に歩調を合わせることができかどうか懸念されます。

### 更新された IAS 第 37 号を支持する採決が僅差で過半数の票を獲得

IASB は、現在履行価値（CFV）モデルによるアプローチではなく、更新された IAS 第 37 号モデルを選択しています。一方、FASB は、これに先立って、CFV モデルによるアプローチを全会一致で支持しています。しかしながら、過半数に達したとはいっても、その差は僅かであり、更新された IAS 第 37 号モデルを支持する票を入れた委員は、審議会出席委員 15 名中 8 名にすぎませんでした。ED の公表を決定するためには、少なくとも 9 名の委員の賛成票が必要となるので、この点には注意が必要です。

IASB スタッフは、9 月の審議会が行われるのに先立って、既に過去数回の審議会において討議された 2 つのモデル（更新された IAS 第 37 号モデル及び CFV モデル）を取り上げた審議資料を提出しました。IAS 第 37 号モデルでは、リスク、サービス及び利益（として認識される残余の各マージン）が個別に報告されるのに対して、CFV モデルではこれらを単一の概括的な複合マージンとする特徴があります。

IASB スタッフは、（保険契約を取り扱う）IFRS には、保険負債の測定モデルとして更新された IAS 第 37 号モデルを選択することを勧告しました。両審議会の意見の不一致は解消されないと我々は予想していますが、この場合には、ED に 2 つの測定モデルを提示し、これに対する関係者の反応を探り、その結果にもとづいて各審議会が保険の会計基準を最終的に策定する上での結論を出すものと思われる。

ED は、保険業界にとって、会計モデルの選択に影響を及ぼす最後のチャンスになるため、関係者が必ず意見を述べるであろう、2 つの測定モデルの選択を問う質問項目は、ED の焦点になると思われます。

当ニューズレターの 8 月発行版には、それぞれのモデルの特徴、そして、共通点及び相違点が掲載されています。

## 利益の会計処理

保険契約開始時におけるマージンの会計処理について、CFV では、比較的単純なアプローチを採用しており、マージンを総保険料と確率加重されたキャッシュフローの最良推計(best estimate weighted probability cash flows)の現在価値との差額であると定義しており、マージンの構成要素を分析していないため、「複合マージン」と呼ばれています。

更新された修正 IAS 第 37 号モデルでは、マージンについて、CFV モデルよりも分析的なアプローチを採用しており、これを 3 つの要素に分けています。最初の要素は、ビルディング・ブロック 1 及び 2 において期待キャッシュフローの正味現在価値が算定される際の不確実性を反映させるためのマージンであり、「リスク・マージン」と呼ばれます。2 つ目のマージンは、3 つのビルディング・ブロックによる負債が（増分費用である新契約費を差し引いた後の）受取保険料を下回った場合の差額である「残余マージン」です。この残余マージンは、両審議会が既に合意している保険契約の発行時に利益を計上しないという原則を適用するための会計処理です。

残余マージンは、保険負債における追加的要素であり、保険会社が、リスク・マージンの認識によっても説明されない追加的利益（保険会社はこれを保険契約の価格に含めている。）を表しています。。

純粋に保険リスクを移転させることが義務(obligation)である保険契約においては、保険負債は 3 つのビルディング・ブロック（残余マージンを含む）によって構成されますが、保険会社が保険契約者に他のサービスを販売する場合には、更新された IAS 第 37 号モデルでは、3 つ目のマージンであるサービス・マージンを、追加的かつ別個の負債として推計することを求めています。

我々の理解では、サービス・マージンとは、本質的には、保険金及び給付の支払に備えるということ以外のサービスの対価として保険者が受け取る将来期待利益の見積額（estimated future expected profit）です。マージンをリスク要素とサービス要素に分ける理由は、義務を構成するこの 2 つの要素の経済的性格が異なるためではないかと思われれます。つまり、保険リスク義務は、将来の保険事象の不確実性に関わり、偶発的であるのに対して、サービス提供義務は、偶発的でないためです。このような性格の違いから、時間の経過に伴う 2 つマージンの変化も異なるため、2 つを分けて報告した方が、財務情報としての有効性が高まると考えることもできます。

更改された IAS 第 37 号モデルでは、サービス・マージンの計算に 2 段階の基準を設けています。第一段階の基準とは、「二次市場」における価格です。すなわち、第三者が、保険者からサービス提供債務を引き受け、まったく同じサービスを行う場合に、保険者がその第三者にどの程度の額を支払わなければならないかを考える方法です。効率的な二次市場が存在しない場合について、（第二段階の基準として、）更新された IAS 第 37 号では、保険者が、このサービス提供債務を単独で履行する場合の期待利益を独自に見積もることを要求しています。

我々は、サービス・マージンをこのような基準で計算した場合には、報告すべき残余マージンが一切残らないと考える方が妥当ではないかと考えます。それは、当初測定日における保険会社独自の見積額が、保険契約者との間で交渉した価格に左右される可能性が極めて高いためです。その結果、リスク債務に加えてサービス提供債務を伴う保険契約の場合には、3 つのビルディング・ブロックの構成要素としてリスク・マージンとサービス・マージンを報告することになる一方、「純粋なリスク」のみを扱う保険契約債務の場合には、リスク・マ

ージンと残余マージンを報告することになります。

IASB の審議会において、何人かの IASB 委員が、各自の投票理由についてコメントしています。これらのコメントは、新 IFRS の細部に関する IASB の決定の方向性を探る手がかりとなります。その観点から特に重要だと思われるコメントを拾い、以下で紹介いたします。

- ・ IAS 第 37 号と同じ基準を使って IFRS 第 4 号フェーズ II の公開素案を策定することは、保険契約の IFRS を負債測定に関する IFRS の基本方針と整合させるという点ではなかなかの妥協策といえる。

- ・ CFV モデルにおける固定された複合マージンでは、当初測定の後、見積額に潜在する現在時点での不確実性が財務諸表に忠実に表示されない。CFV モデルの場合、不確実性の変化に合わせて負債が更新されない—すなわち、潜在する確率分布の平均値が変化すれば、割引された最良推計も変化するはずであるにもかかわらず、（同平均値を中心とする）標準偏差の変化（例えば、平均値を中心とする確率分布が広がる、又は狭くなるなど）による負債への影響がない。

- ・ （2007 年 5 月発行の）ディスカッション・ペーパー（DP）に回答した関係者は、更新された IAS 第 37 号の特徴であるビルディング・ブロックによるアプローチを支持していた。その一方で、IASB 委員の過半数が支持した更新された IAS 第 37 号モデルにおけるサービス・マージンについては、関係者が提案に批判的であったと、CFV モデルを支持した IASB 委員は考えている。

- ・ CFV モデルは、新たな収益認識の IFRS 提案を土台にしているため、債務を再測定できる場合、損失契約（onerous contract）に限定されてしまう可能性がある。保険契約のように結果が大幅に変動する取引に、このようなアプローチを採用すると、保険契約に合わないバイアスが測定に持ち込まれることになる。しかしながら、CFV モデルにおける複合マージンの契約初日以降の利益計上に関する決定がなされるまでは、CFV モデルの負債測定に及ぼす全体としての影響は不透明である。IASB の一部メンバーは、（CFV モデルは）収益認識についての IFRS と整合性が高いことが、むしろ長所であると考えているようだ。

## 残余マージンの利益計上パターン

審議会は、残余マージン負債を利益として計上していく時間的パターン及び（残余マージンの利益計上パターンと）3 つのビルディング・ブロックの現在時点での再測定額の変化との相互依存関係について重要な決定を下しました。

ED では、残余マージン負債を保険期間全体を通じて(over the coverage period)利益に解放するように求めることとなります。我々は、この期間が、5 月の審議会において IASB により定義された「契約の境界(contract boundary)」までの期間に相当すると理解しています。契約の境界は、新契約の開始日、既存契約の終了日であると定義されます。IASB は、その日を、保険者が、契約を解除し、又は価格その他の条件を変更する権利を有する日であるとみなしています。次の審議会では、この高度な原則を拡張し、これに追加的ガイダンスを盛り込むこととなります。

過半数の支持を得られなかった代替案（この場合も 8 対 7 の僅差でしかなかった）は、保険金請求処理期間を含む保険の契約期間全体(the full life of an insurance contract inclusive of the claims handling period)を利益計上に利用するというものでした。

具体的には、大半の損害保険契約の保険期間が 12 ヶ月間であり、その保険期間（coverage period）全体を通じて残余マージンを利益計上していくこととなります。

このアプローチでは、未経過保険料方式を利用して会計処理するよう求めた場合と、3つのビルディング・ブロック・アプローチを利用して会計処理するよう求めた場合とで、保険契約の利益計上パターンが同じになるため、これにより、本年8月に発行した当ニューズレターにおいて提起していた問題が解消されます。

保険期間が12カ月を超える契約（生命保険契約に比較的多い）では、これよりも緩やかな利益計上パターンを採用する必要があります。例えば、20年定期保険の保険料平準払いの場合には、契約の境界が法定期間の終了日と等しくなります。その場合には、保険期間（coverage period）が20年間となり、残余マーヅンをその保険期間全体を通じて利益計上していくこととなります。

残余マーヅンの利益への解放と3つのビルディング・ブロックの変化との相互作用について、IASBは、圧倒的多数票（11名の支持）により、この二つの要素を相互に関係させないとする決定を下しました。この決定により、EDでは、未経過残余マーヅン（the unearned residual margin）を再較正手続きによって調整するのではなく、3つのビルディング・ブロックによる負債の見積もりの修正により、正值が生じるか又は負債が生じるかとは無関係に残余マーヅンを利益へ解放するよう求めることとなります。

上記決定は、新会計モデルにおいて利益がどのように認識されるのかを理解するうえで重要な要素です。残余マーヅンの解放によって計上される利益が、損益計算書において通常表示される（regular component of profit）ものになることとなります。保険期間の長さは、残余マーヅンが年間利益に寄与するスピードを決定する重要な要因の一つとなります。

利益獲得パターンを最終的に確定させる際の他の要因として、残余マーヅン解放のペースを決めるにあたっての変数の選択があります。IASBは、この最終かつ重要な事項については、今回の審議会において結論に到達しなかったため、10月の審議会に向けて綿密な提案作成をスタッフに要請しました。現在検討されている代替案は、主に、保険者が、契約の経済的特性にもとづいて決定要因を選択する方式と、保険金支払債務からの解放を基準として決定要因（リスク解放要因）を選択する方式の2つです。

更新された修正IAS第37号の他のすべての要素、すなわち、将来キャッシュフローの期待現在価値、リスク・マーヅン、そしてサービス・マーヅンについては、各貸借対照表日における能動的な作業の一環（a function）としてそれぞれを常に再測定し、利益または損失計上することによって再測定の結果を即時に（損益に）反映させます。

## 非流動性に合わせた割引率の調整

また、IASBは、割引率選択にあたり原則ベースの基準（principle-based criteria）をEDに盛り込むにとどめ、保険負債の割引率を具体的に特定しないことを決定しました。

EDでは、保険契約におけるキャッシュフローの3つの特性、すなわち通貨、デュレーション及び非流動性にマッチする市場金利を選択するよう求められます。

負債のキャッシュフローにおいて流動性を考慮するという決定は、EDとの関係において極めて重要なステップです。これにより、年金保険契約における負債など、非流動的な保険負債について純粋に会計上の損失が発生することを防ぐことができます。しかしながら、IASBは、負債割引率の流動性要素を決定する一般に認められた技法が存在しないことを認識しているため、今回新設されるIFRSの内容を変更せずとも、IFRSにもとづいた財務諸表をより優れた技法を採用して作成し得るよう、（使用する技法については）保険者に判断を委ねる決定にしました。EDでは、この調整の算定方法について徹底した情報の開示を求めるものとし、

また、開示要件が出そろった 11 月及び 12 月の IASB 審議会において、この問題に関する最終決定を下すことになると思われます。

IASB スタッフの報告によると、限定的なフィールドテストに参加することに同意した保険者 15 社に対して、非流動負債にリスク・フリーレートを適用した場合の影響を調べるとともに、ED で要求されることになる非流動性に関する調整に関し、各社が非流動性に係る調整を識別するために採用した実務的根拠について IASB に報告するよう求めます。IASB は、このフィールドテストの結果が判明した後、これを利用して、この問題に関する中核的原則 (selected core principle) に加えて、具体的なガイダンスを提供すべきであるかどうかを検討します。

また、IASB は、ED において、有配当契約などのように保険契約者への予想支払給付額が資産のパフォーマンスに連動する場合を除き、保険負債に対応する資産 (assets backing those liabilities) の期待収益にもとづいて割引率を決定する方式を認めないことも決定しました。

また、ED では、保険負債の割引にリスクを調整した割引率を用いる技法 (risk adjusted discount rate techniques) の使用も禁止しています。リスク及び不確実性は、将来キャッシュフローに使われる割引率に上乗せするのではなく、明確な形でリスク・マージンに含めなければなりません。これは、透明性及び整合性を確保するという IASB の目的にも一致します。

IASB は、自己信用リスクに係る協議、即ち、自己信用リスクという市場金利要素を保険契約の会計処理に含めるべきか否かについて、その最終決定に至りませんでした。(しかし、自己信用リスクをその測定に明示的に含めるものとされていた) 現在出口価格アプローチが昨年 6 月に放棄されたことを受け、我々は、(自己信用リスクの取り扱いに係る IASB の) 結論も、(6 月の決定) に追従して (自己信用リスクは、保険債務の測定には含めるべきではない) とするものになると考えています。

ED の詳細を具体化する時点になって、IASB は、細部にわたるガイダンスを作成しないことに決定しました。IASB の狙いは、会計モデルの要素として貨幣の時間価値を利用するすべての基準は、単一の基準点 (single reference point) に立脚すべきであり、公正価値の測定に関する将来の IFRS に含まれるガイダンスをその基準点とすることにあると思われます。

## 日程

IASB スタッフは、2009 年末までに ED を公表し、2010 年 5 月までの 5 カ月の協議期間を設定するという方針を再確認しました。そこで、IASB は、協議期間中に寄せられた意見のすべてを検討した上で、2011 年 6 月に最終 IFRS 第 4 号フェーズ II を発行することになります。

再保険契約以外の保険契約者の会計処理は、ED の対象範囲から外れます。従って、IASB スタッフは、今後数カ月間にわたって、保険契約の所有者ではなく、発行者の会計上の要件に関する原則に専念することになります。IASB は、5 カ月の協議期間を利用し、保険契約者の会計処理に関する原則を策定し、その原則を事前に公開することなく、直接、最終的基準に含めることになります。

前述のように、現在、限定的なフィールドテストを進めており、これに参加する 15 社に、新契約費に関する最初の調査票が既に送付されました。マージンに関する決定を受け、IASB スタッフは、このテーマ及び割引率の非流動性プレミアムに関する調査票の作成を進めています。

ED を公表した後に、対象をより広範囲にした上でフィールドテストを継続する計画です。

## 次のステップ

IASB の 9 月 18 日に行われた審議会の資料 17E には、本年末までに審議すべきテーマが詳しく記載されています。

2009 年内に今後審議すべき主要なテーマとしては、有配当契約の会計処理、財務諸表の表示及び開示があります。さらに、更新された IAS 第 37 号モデルとの関係において解決すべき問題として、残余マージンを解放するドライバーの決定について再検討します。

FASB 及び IASB は、合同審議会を 10 月 26～28 日に米国で行う予定です。

付表：これまでの暫定的決定のまとめ

一致している見解	IASB 及び FASB
測定アプローチ	測定アプローチの基本的な特性 <ul style="list-style-type: none"> <li>市場価格と整合している金融市場変数の見積もりを使用</li> <li>期待キャッシュフローの明示的な現在の見積もりを使用</li> <li>貨幣の時間価値を反映</li> </ul>
利益の会計処理	会計上の利益は保険契約の当初認識時に認識しない
マイナスの初日差額	マイナスの初日差額は契約時損失として即時認識
新契約費の会計処理	発生時に損益計算書に費用として計上

相違する見解	IASB	FASB
測定方針 (注1)	<u>IASB は、投票により (8 対 7 で) CFV モデルではなく更新された IAS 第 37 号を支持した。いずれのモデルも公開草案に盛り込まれる</u>	FASB は CFV (現在履行価値) モデルを支持
測定アプローチ - マージン	リスク・マージン - 不確実性に対する明示的かつ再測定されたマージンの算入  サービス・マージン - 他のサービスによる利益に関係するする明示的かつ再測定されたマージンの算入  残余マージン - 新契約費を除いた純保険料に合わせた当初較正に明示的なマージンの算入  <u>残余マージンは、保険期間全体を通じて利益計上され、その利益への解放は、3 つのビルディング・ブロックの変化とは無関係に行われる</u>	(不確実性が確率加重されたキャッシュフローの見積もり既に織り込まれていると論じ、) 保険料に合わせて較正された単一の複合マージンを算入する
新契約費の定義	すべての新契約費をその発生時に損益計算書に計上。ただし、契約の獲得に直接関連する増分費用は保険契約の当初測定の較正に使用されるものとする	すべての新契約費は費用計上されるとして未検討
契約時の新契約の収益認識	増分費用である新契約費の範囲でかつ残余マージン負債が存在する場合に認識	負債は保険契約者から受け取った総保険料に合わせて較正されるため、当初測定時には収益を認識しない

本ニュースレターは英語版が原本となります。

このニュースレターの英語版と参考和訳に差異がある場合には、英語版が優先されます。

FASB でまだ議論されていない IASB の決定	
割引率	・ 負債の特性（通貨、デュレーション及び非流動性）にもとづいた原則的アプローチ
保険契約者の会計処理	ED の対象から外されたものの、最終 IFRS には含める。
保険契約者の行動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 更新及び解約オプションから生ずるキャッシュフローは、顧客関連無形資産ではなく、契約上のキャッシュフローの一部とする。</li> <li>・ 参照すべき独立した販売価格が入手できない場合には、これらのオプションを「ルック・スルー」基準にもとづいて測定する。</li> </ul>
契約の境界	保険者が個々の保険契約を無条件に再引受あるいは価格改訂できる権利を得たときに既存契約は終了する。
未経過保険料方式	<p>次のすべての条件を満たすすべての契約につき、未経過期間に対する負債の会計処理に未経過保険料方式を利用するという要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険期間が 12 カ月以内で、</li> <li>・ 組み込みオプション又は保証が存在せず、</li> <li>・ キャッシュフローの期待流出額の大幅な減少につながりかねない事象について保険者が認識する可能性が低い場合であること。</li> </ul>

下線：最近の変化

注 1：測定方針について、英語版は修正前のもので、正しくは参考和訳のように FASB と IASB の記述が入れ替わります。